

平成29年度

# 財政援助団体等監査報告書

仙北市監査委員



仙 発 監 第 1 9 号  
平成 3 0 年 3 月 9 日

仙 北 市 長 門 脇 光 浩 様  
仙 北 市 議 会 議 長 青 柳 宗 五 郎 様  
仙 北 市 教 育 委 員 会 委 員 長 安 部 哲 男 様

仙 北 市 監 査 委 員 戸 澤 正 隆

仙 北 市 監 査 委 員 八 柳 良 太 郎

平成 2 9 年 度 財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、平成 2 9 年度の財政援助団体等監査を実施した  
たので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。



# 目 次

第1	監査の期間	1
第2	監査の執行年月日及び対象団体	1
第3	監査の方法	1
第4	監査の結果	2
	仙北市次世代定住支援事業補助金	3
	角館の桜まつり事業費補助金	5
	仙北市畑作園芸等振興事業費補助金	7
	地域運営体活動推進費交付金（生保内地域運営体）	9
	地域運営体活動推進費交付金（西明寺地域運営体）	11
	遠距離生徒通学費補助金	13

# 平成29年度財政援助団体等監査報告書

## 第1 監査の期間

平成30年1月30日から平成30年3月1日まで

## 第2 監査の執行年月日及び対象団体

- 1 財政援助団体等については、平成28年度に市が補助金等の財政的援助を与えた団体等の中から次の団体等を抽出し、監査を実施した。

なお、このうち地域運営体活動推進費交付金及び遠距離生徒通学費補助金については、書面監査として事前に提出された資料に基づき質問事項を照会し、文書による回答を得る方法により実施した。

執行年月日	所管課等	監査対象補助金等
平成30年 1月30日 (火)	地方創生・総合戦略室	次世代定住支援事業費補助金
	観光課	角館の桜まつり事業費補助金
	農山村活性課	仙北市畑作園芸等振興事業費補助金
(書面監査)	企画政策課	地域運営体活動推進費交付金 (生保内地域運営体、西明寺地域運営体)
	教育総務課	遠距離生徒通学費補助金

## 第3 監査の方法

監査対象団体等に係る出納その他事務の執行について、適正かつ効率的に行われているか、また、それに関する所管課等の事務が適正に執行されているかについて、関係諸帳簿の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、その他必要と認めた監査を実施した。

なお、監査における主な着眼点は次のとおりである。

(所属部局関係)

- (1) 補助金等の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等交付要綱は整備されているか。
- (3) 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。
- (4) 補助対象経費が明確になっているか。
- (5) 任意団体等に対する補助金等の経理についての指導監督は適切に行われているか。
- (6) 補助金等の効果、条件履行の確認は実績報告書等により行われているか。

(団体等関係)

- (1) 補助金等の交付申請書の提出、補助金等の請求・受領は適時に行われているか。
- (2) 補助事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。
- (3) 補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 補助金等の収支等会計経理は適正に行われているか。
- (5) 出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- (6) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (7) 実績報告は適正に行われているか。

#### 第4 監査の結果

今回の財政援助団体等監査では、6補助事業について実施し、その内書面監査3件、説明を求めたものを3件とした。

監査の結果、補助金等は交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は概ね適正に処理されているものと認められたが、現状に合致するよう随時要綱規則等の改正を行う必要があるもの、また、補助金交付のルール確定の明瞭さをやや欠く状況も見受けられたので改善されるよう要望する。

新規事業である次世代支援事業補助金については、要綱改正や運営上で苦慮されているようであるが、他自治体の実施状況なども参考にし、支援効果の得る事業としていただきたい。

地域運営体活動推進交付金については、地域運営体に対し、交付する立場として指導を必要とする部分がみられたのでご検討願いたい。

各団体の概要等は、次頁以降のとおりである。なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管課長等に対して改善又は検討を要望したので、記述を省略する。

# 仙北市次世代定住支援事業補助金

1. 補助金等の名称 仙北市次世代定住支援事業補助金
2. 担当部課等名 総務部 地方創生・総合戦略室
3. 交付団体等 各々の申請に基づくため省略
4. 補助金等交付金額 10,000,000円
5. 補助金等交付決定年月日 各々の申請に基づくため省略
6. 実績報告年月日 各々の申請に基づくため省略
7. 補助金等交付根拠等 仙北市次世代定住支援事業補助金交付要綱
8. 事業の目的 次世代の定住・移住を促進し、人口減少に歯止めをかけ、活気あふれる仙北市を築く
9. 事業の内容 市内に住宅を建設又は購入する45歳以下の夫婦又は子育て世帯に対し、補助金を支給する。
  - ・定住世帯：400,000円
  - ・移住世帯：600,000円
  - ・子育て加算：1人につき100,000円（上限200,000円）
  - ・市内施工業者加算：100,000円
10. 事業の効果・実績 平成28年度から創設した補助金で、周知が出遅れたが、当初の予定を大幅に上回る申請があった。事業の効果について判断できる段階ではないが、次世代世帯の定住に結びつく制度であり、他市町村への流出を減少させる施策としては効果が期待できる。

【平成28年度実績】

申請：17件（うち決定16件、1件非該当）

  - ・定住世帯：6,000,000円
  - ・移住世帯：600,000円
  - ・子育て加算：2,500,000円
  - ・市内施工業者加算：900,000円

## 要 望 事 項 等

昨年度より新設された補助金であるが、申請者側にそって試行錯誤しながら、その都度要綱改正を行っているようだが、次の点を留意、検討いただきたい。

要綱において文面によっては受け手側のみならず、補助者側も解釈を相違するような規定がいくつか確認された。例えば「建物の所有が交付対象者以外の者と共同になっている場合」における交付対象者の範囲であったり、「市税を滞納したとき」の期間の取り扱い等である。昨年度の実績からも様々な場面が想定されるので、ケースに応じた取り決めや解釈を室内でも検討・再考し、担当者が変わった場合でも対応が意思統一できるようお願いしたい。

# 角館の桜まつり事業費補助金

1. 補助金等の名称 角館の桜まつり事業費補助金
2. 担当部課等名 観光商工部 観光課
3. 交付団体等 角館の観光行事实行委員会
4. 補助金等交付金額 8,500,000円
5. 補助金等交付決定年月日 平成28年4月4日
6. 実績報告年月日 平成29年3月1日
7. 補助金等交付根拠等 角館の観光行事实行委員会会則
8. 事業の目的 「角館の桜まつり」の充実と誘客を図る。
9. 事業の内容
  - ・夜桜ライトアップ、郷土芸能「飾山囃子」披露等各種催しの実施
  - ・宣伝・告知
  - ・案内所、誘導看板等設置及び会場装飾
  - ・駐車場、交通渋滞緩和対策・安全確保
  - ・仮設トイレ設置、ゴミ収集業務委託等の衛生管理
10. 事業の効果・実績

例年は4月20日から5月5日までの桜まつりであるが、当該年度は開花状況に合わせ、4月16日から5月5日までの開催となり、20日間の開催となった。

平成28年度桜まつり観光入込客数128万人（日帰り約121.5万人、宿泊6.5万人）。

経済波及効果として仙北市において74億円、秋田県経済に119億円の波及効果があったと推測される。（一般財団法人秋田経済研究所 調査）

## 11. 事業収支の状況

(収入)

項目	決算額 (円)
(市) 補助金	8,500,000
協賛金	260,000
雑収入	8
繰越金	40,645
合計	8,800,653

(支出)

項目	決算額 (円)
宣伝費	980,269
施設整備費	4,273,952
舞台関係費	500,000
交通整理関係費	2,547,600
協賛事業費	385,000
食糧費	55,194
事務費	21,870
合計	8,763,885

## 要望事項等

補助金の出納については、通帳及びエクセルにより適正に管理されていたが、宣伝費と交通整理関係費間の項目違いがあったほか、食糧費から報償費的な謝礼の支出が確認された。補助対象経費について今一度確認をはかり、より適正な補助金の支出に努められたい。

補助事業は計画の段階から実行委員会の開催回数を増やし、予算に反映されているようである。今後も関係委員との協議のうえで十分に効果が上げられるようご尽力いただきたい。

# 仙北市畑作園芸等振興事業費補助金

1. 補助金等の名称 仙北市畑作園芸等振興事業費補助金
2. 担当部課等名 農林部農山村活性課
3. 交付団体等 交付対象に該当する農業者及び団体
4. 補助金等交付金額 4,435,400円
5. 補助金等交付決定年月日 各々の申請に基づくため省略
6. 実績報告年月日 各々の申請に基づくため省略
7. 補助金等交付根拠等 仙北市畑作園芸等振興事業費補助金交付要綱
8. 事業の目的 水田を活用した園芸作物等の産地を育成するため、施設園芸、露地野菜等の畑作物の生産性向上、省力化、規模拡大を目的とした事業を実施する農業者等に対し、予算の範囲内において補助金（事業費の2分の1以内、上限額50万円）を交付する。
9. 事業の内容 補助金の交付対象となる事業は、水田を活用した農業経営の確立を図るため、仙北市地域農業再生協議会が策定した水田フル活用ビジョンにおいて、産地化を目的として振興する作物に選定した園芸作物等の拡大や新規の取組に必要な次に掲げるものの購入等について支援する。
- 1) 施設園芸用の施設、資材
  - 2) 畑作、施設園芸用の機械
  - 3) 畑作、施設園芸用の種苗
10. 事業の効果・実績 (効果)  
事業の成果目標である戦略作物等に係る販売額拡大、品質保持、省力化が図られる。
- (実績)  
平成28年度において、33件 総額4,435,400円交付
- |    |            |     |            |
|----|------------|-----|------------|
| 内訳 | そらまめ種子助成   | 24件 | 1,334,400円 |
|    | リンドウ苗・資材   | 2件  | 406,000円   |
|    | ニンニク 機械    | 3件  | 1,173,000円 |
|    | ダリア苗・資材    | 1件  | 221,000円   |
|    | ネギ 機械      | 1件  | 221,000円   |
|    | 大豆 機械      | 1件  | 500,000円   |
|    | アスパラガス苗・資材 | 1件  | 500,000円   |

## 要 望 事 項 等

交付要綱に則っており補助金の交付は概ね適正であるが、今後は次の点に留意して事務処理を進めていただきたい。

要綱第1条に規定する「仙北市補助金等の適正化に関する規則（平成17年規則第39号）」は存在せず、「仙北市補助金等交付規則」であるので改正をお願いする。様式上の実施完了年月日から検査の期間が2か月以上空いているケースや収支決算書上で消費税の記載方法に差異があるケースが確認された。今後の参考となる書類なので期間対応や記載方法については、一定のルールのもと正確をお願いしたい。

また、補助金で購入した備品類については、一定の耐用年数などで申請者側の維持管理期間が必要かと思われるので検討をお願いしたい。

# 地域運営体活動推進費交付金（生保内地域運営体）

1. 補助金等の名称 地域運営体活動推進費交付金（生保内地域運営体）
2. 担当部課等名 総務部 企画政策課
3. 交付団体等 生保内地域運営体「嶽の会」
4. 補助金等交付金額 4,742,172円
5. 補助金等交付決定年月日 平成28年5月13日
6. 実績報告年月日 平成29年3月31日
7. 補助金等交付根拠等 仙北市地域運営体交付金交付要綱
8. 事業の目的 仙北市地域運営体設置要綱に基づき、地域の身近な課題を地域住民自らが解決する等地域住民の自発的及び主体的な地域活動を行うため設置された地域運営体が、要綱で定める事業の実施に要する経費として地域運営体交付金を交付する。
9. 事業の内容 仙北市地域運営体設置要綱第3条で定める地域運営体事業。
  - (1)地域の特色を活かした農産物栽培加工、販売等の研究研修など地域の連携を強化し、地域内の交流を促進するための事業
  - (2)地域住民による環境美化活動や安心・安全な地域環境を整備する活動など地域の実情に応じた自然環境の保全や生活環境の向上を図る事業
  - (3)地域に伝わる芸能や文化、景観の紹介など地域住民の活動を通じて、地域の芸能等を継承し、伸長させる事業
  - (4)地域内の福祉マンパワー育成ほか、地域運営体が必要と認める事業
  - (5)その他市長が認める事業
10. 事業の効果・実績 (効果) 地域が抱える課題解決に向け、地域独自の自発的な取り組みを実施することができた。  
(実績)
  - ①環境保全美化事業
    - 1) 電光掲示板維持管理業務
    - 2) 部落会館座卓テーブル設置事業
    - 3) イルミネーション設置事業
    - 4) 花木の植栽事業
    - 5) 地域案内板移設設置事業

- 6) 防災対策強化事業
- 7) 地域内の防犯活動事業
- 8) 除雪時保険加入事業
- ②地域文化の継承等事業
  - 1) 田沢湖歴史再発見塾事業
  - 2) 生保内節ちょうちん増設事業
  - 3) 高野分校史跡保存事業
- ③福祉マンパワー育成等
  - 1) 敬老会開催事業
- ④事務局経費

## 11. 事業収支の状況

(収入)		(支出)	
項目	決算額 (円)	項目	決算額 (円)
(市) 補助金	4,742,172	環境保全美化事業	2,809,990
雑入	24	地域文化の継承等事業	730,856
		福祉マンパワー育成等事業	355,817
		事務局経費	845,533
合計	4,742,196	合計	4,742,196

## 要 望 事 項 等

地域運営体宛ての請求書・領収書ではなく、他団体名義のものでの支出が何点か確認された。他団体と運営体の連携事業については、補助金の内容・目的に合致していると受け止められる部分はあるが、公金を取り扱う会計上は疑念を抱く恐れがある。他団体と連携して事業を行う場合などは、透明性を持った収支に留意いただきたい。サポートセンターにおいても適宜に指導監督をお願いしたい。

また、ATMにおける現金の出し入れが確認された。キャッシュカードによる現金の出し入れは、容易かつ効率的である反面、紛失や暗証番号の流出などのリスクも高まる。管理には十分に注意を払っていただきたい。

なお、今回は該当がなかったものの要綱第2条において「他の市補助事業となっている場合における当該事業に係る経費は対象としない。」と規定されている。市の補助制度も多岐にわたるほか、新設・改廃も行われており、制度の把握漏れによる交付誤りも懸念されるため、所管課並びにサポートセンターにおいては、最新の補助制度が容易に確認できる仕組みも検討されたい。

# 地域運営体活動推進費交付金（西明寺地域運営体）

1. 補助金等の名称 地域運営体活動推進費交付金（西明寺地域運営体）
2. 担当部課等名 総務部 企画政策課
3. 交付団体等 西明寺地域運営体
4. 補助金等交付金額 3,399,909円
5. 補助金等交付決定年月日 平成28年5月26日
6. 実績報告年月日 平成29年3月31日
7. 補助金等交付根拠等 仙北市地域運営体交付金交付要綱
8. 事業の目的 仙北市地域運営体設置要綱に基づき、地域の身近な課題を地域住民自らが解決する等地域住民の自発的及び主体的な地域活動を行うため設置された地域運営体が、要綱で定める事業の実施に要する経費として地域運営体交付金を交付する。
9. 事業の内容 仙北市地域運営体設置要綱第3条で定める地域運営体事業。
  - (1) 地域の特色を活かした農産物栽培加工、販売等の研究研修など地域の連携を強化し、地域内の交流を促進するための事業
  - (2) 地域住民による環境美化活動や安心・安全な地域環境を整備する活動など地域の実情に応じた自然環境の保全や生活環境の向上を図る事業
  - (3) 地域に伝わる芸能や文化、景観の紹介など地域住民の活動を通じて、地域の芸能等を継承し、伸長させる事業
  - (4) 地域内の福祉マンパワー育成ほか、地域運営体が必要と認める事業
  - (5) その他市長が認める事業
10. 事業の効果・実績 (効果) 地域が抱える課題解決に向け、地域独自の自発的な取り組みを実施することができた。  
(実績)
  - ① 地域の特色を活かした産業振興事業
    - 1) 真空パック事業（漬け物）
    - 2) さつまいも栽培・加工・販売事業
    - 3) かたくり館加工施設活用事業
    - 4) ひまわり搾油事業
  - ② 環境保全美化事業
    - 1) 桧木内川清流保護河川景観維持

- 2) 桧木内河川公園草刈り
- 3) 潟野十二峠会館前側溝改良
- 4) 集落案内看板設置
- ③地域文化の継承等事業
  - 1) 踊りの伝承
- ④福祉マンパワー育成等
  - 1) 防犯看板設置
  - 2) 西明寺小学校ホール集いの広場運営事業
  - 3) 敬老会・金婚式事業
  - 4) 西荒井地区冬季支援事業
  - 5) 六本杉下石楠花会託老所事業
  - 6) 内陸線利用推進事業
  - 7) スポ少等関連事業
  - 8) 防災用発電機購入事業
- ⑤事務局経費

## 11. 事業収支の状況

(収入)

項目	決算額 (円)
(市) 補助金	3,399,909
雑入	36
合計	3,399,945

(支出)

項目	決算額 (円)
報償費	121,000
旅費	106,780
需用費	515,250
役務費	431,424
使用料及び借上料	66,650
工事請負費	601,452
委託料	58,930
備品購入費	1,498,459
合計	3,399,945

## 要 望 事 項 等

当該補助金の手続きについては、要綱に基づき概ね適正に処理が行われているが、以下の点にご留意いただきたい。

各種加工品の販売研修等が行われており、今後は営業収入等が計上されることも予想される。収入増により繰越金が発生した場合の収支会計の取り扱いについて整理・検討いただきたい。

また、備品・構造物等を購入されている。今回は一定のリスク管理が保持されているようであるが、他の運営体においても今後同じような補助金の活用が考えられることから、不慮の事故に備えた管理体制や許認可の申請などサポートセンターにおいてもリスク管理における指導監督を徹底されるようお願いする。

なお、他の地域運営体にも指摘している市の補助制度の確認方法について検討されたい。

# 遠距離生徒通学費補助金

1. 補助金等の名称 遠距離児童等通学費補助金
2. 担当部課等名 教育委員会 教育総務課
3. 交付団体等 仙北市立生保内中学校  
仙北市立角館中学校
4. 補助金等交付金額 2,165,720円
5. 補助金等交付決定年月日 各々の申請に基づくため省略
6. 実績報告年月日 各々の申請に基づくため省略
7. 補助金等交付根拠等 仙北市遠距離児童等通学補助に関する要綱
8. 事業の目的 仙北市立小中学校に通学する児童、生徒の遠距離通学について、該当する児童等の保護者の負担軽減を図る。
9. 事業の内容 バスによる通学距離の片道が、原則として、小学校にあっては4キロメートル以上、中学校にあっては6キロメートル以上に掲げる地区に住居を有する児童等に対し、バスの定期券等を通学費補助金として交付する。
10. 事業の効果・実績 遠距離通学の児童、生徒の保護者の負担軽減が図られた。

## 要望事項等

遠距離児童等通学費補助金の当該監査については、対象を中学校に限定して行った。補助金の手続きについては、要綱に基づき概ね適正に処理が行われているが、以下の点にご留意いただきたい。

要綱において、交通機関の改正がなされていない部分があったので、改正をお願いしたい。

申請者の地域によって、一部取り扱いに相違がみられるが、学校統合における特例措置であることも鑑みる必要があると解する。しかしながら統合から年月が経過するうえで、相手において疑念を生ずるケースも想定されるので、所管課においては、今後も説明責任が果たせるよう制度を再確認いただきたい。

また、生徒の定期保有状況などを適宜確認できるよう、各学校などと連携を図りながらリスク管理に努めていただきたい。

